

悪質なセールスに引っかかる(詐欺)…

⇒法的手段などで本人を守りましょう

とよさと病院 認知症疾患医療センター

【 認知症の人の状態 】

高齢者、独居老人が増えるなかで、高齢者を狙った詐欺事件があとを絶ちません。とくに、**判断力が低下**した認知症の人は、標的にされやすいのです。

指定した金融口座にお金を振り込ませる“振り込め詐欺（オレオレ詐欺や架空請求詐欺など）”や“手渡し詐欺”、医療費、税金、保険料等について、「還付金があるので手続きしてください」などと言って、被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる“還付金詐欺”。

もし、このような詐欺の被害に遭っても、認知症の人の場合、だまされたと**周囲に伝えることが、難しい状況**にあります。

このほか、家のリフォーム詐欺や、悪質な訪問販売などです。セールスマンは、認知症の人の話を親身になって聞いてくれるので、認知症の人は、つい信用してしまい、そこにつけこまれて、高額で不利益な契約を結んでしまっています。

【 対応方法 】 認知症の人の財産を守るためには…

①被害に気づいた時点で、**警察**に通報しましょう。

すでに商品を購入してしまった場合には、**消費者生活センター**に相談しましょう。電話勧誘や訪問販売のような不意打ち的な勧誘では、一定期間内であれば契約を解除できる「**クーリング・オフ**」という制度があります。

②同じような手口にまた合わないようにするには、できるだけご本人を家に**一人にしない**、**インターホンの電源を切って**、セールスマンが家に上がらないようにする、電話は**留守番電話**にしておく、などの工夫も必要です。

参考文献：杉山孝博, 認知症の9大法則50症状と対応策, 法研, 2013, P140-143

認知症のひと家族の会, 認知症になった家族との暮らしかた, ナツメ社, 2018, P72-73



地域の民生委員等の定期的な訪問（見守り）
などもあります。
地域包括支援センターにご相談ください。

③認知症などで判断力が不十分な人に代わって、家庭裁判所が認めた「後見人」が、法的な手続きをする「**成年後見制度**」（お金の管理を配偶者や親族が行うこともできます）の利用を考えてもよいかもしれません。売買契約やお金の管理もこれにあたり、もし認知症の人が悪徳業者と不利益な契約をした場合、それを取り消すことができます。（自治体によっては、後見人への報酬を助成しているところもあります）
詳しくは、地域包括支援センターなどに問い合わせてみましょう。

参考文献：杉山孝博, 認知症の9大法則50症状と対応策, 法研, 2013, P140-143

認知症の人と家族の会, 認知症になった家族との暮らしかた, ナツメ社, 2018, P72-73

ケアのコツ…認知症にはなりたくない



寝たきりになることなく、元気に生きて最後はコロリと逝く「ピンピンコロリ」が理想的だとよく耳にします。できる限り健康に過ごし、自分らしく生きていたいと願うことは、多くの人の望みでしょう。病気による痛みや苦しみを伴いながら生きることや、長期間にわたって家族からの介護を受けることは、できれば避けたい、迷惑をかけたくないという思いがあると受け取れます。そのため、「認知症にはなりたくない」と思うのは当然だといえます。

ひと昔前、「がん＝死」とされていましたが、いまでは必ずしも「人生の終わりを告げるもの」ではなくなってきました。いまは、認知症は「人生の終わりを告げるもの」になっているようです。「認知症は死なないまでも、治らない病気である」という捉え方が大きく影響しているように思われます。

しかし、当事者の人が体験している『症状』を知ったり、どのように生活しているかを知ることができれば、認知症＝人生の終わりではないことを知ることができるようではないでしょうか。

参考文献：ベホス, “理由を探る” 認知症ケア, 株式会社メディカル・パブリケーションズ, 2014, P25-26

2022.6作成



認知症疾患医療センター

TEL 029-847-9581

(月)～(水)(金)(土)9:00～16:00